

# 議 員 派 遣 の 件

令和6年9月13日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

## 記

### 1 根室町村議会議長会主催議員研修会

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 目 的  | 議会の活性化と議会議員の資質向上、町民ニーズに対応した地域社会の形成と自治体のあり方等について、理解をより深めるとともに管内町村議員の連携等に資するため |
| (2) 派遣場所 | 羅臼町  |
| (3) 期 間  | 令和6年10月25日（金）の1日間  |
| (4) 派遣議員 | 全議員 16名  |